

# 英国の地方税財政制度とアカウンタビリテイ

大 山 耕 輔

- 一 はじめに
- 二 地方税制度の概要とアカウンタビリテイ
  - (一) 国際比較的に見て英国の地方税はかなり小さい
  - (二) カウンシル税の概要
  - (三) 選挙権のない法人に対する地方税目は廃止
  - (四) 効率化や浪費は地方税率にダイレクトに反映
  - (五) 近年はカウンシル税増税が著しい
  - (六) 税収依存度の低いことが受益と負担の明確化に貢献
  - (七) 税率格差は最大で三・一倍
  - (八) 高税率への歯止め措置
  - (九) 自治体公共サービスのアカウンタビリテイ確保の工夫
- 三 一般交付金制度の概要と効果
  - (一) 財政調整の考え方
  - (二) 財政調整の方法

四 おわりに  
(三) 財政調整の効果

## 一 はじめに

かつて「地方自治の母国」と形容された英国の地方税財政制度は中央集権的といわれるが、実際はどうなっており学ぶべき点はどこか。これが本稿の問いである。現代における地方自治の問題は、国民国家における中央政府と地方政府の間で、ヒト・カネ・権限・情報などのリソースがいかに配分されているかといういわゆる政府間関係 (intergovernmental relations) の問題だけでなく、ある自治体の住民がどのような地方政府や政策を選択するかという住民と地方政府の関係の問題もある。同じ民主主義国家であっても中央集権的な国もあれば地方分的な国もある(水口、二〇〇〇)。政府間関係の視点から中央集権的であっても、住民と地方政府の関係の視点からは地方分権的であるかもしれない。

地方自治を考察するとき、集権 (centralization) — 分権 (decentralization) という軸に加えて、わが国では、分離 (separation) — 融合 (interfusion) という軸が考えられてきた(天川、一九八六)。分離とは、中央政府と地方政府の役割や機能が截然と分離されているため責任関係は明確である状態を、また、融合とは、国と自治体が一時的に相互依存して融合しているため、責任があいまいである状態を指す<sup>(1)</sup>。英国などアングロ・サクソン諸国は分権分離型の地方自治といわれ、大陸諸国やわが国の地方自治は集権融合型といわれてきた。わが国は、近年の地方分権改革により分権融合型ないし分権分離型に変わりつつあるといわれる。明確な責任関係を重視するならば分権分離型を指向するだろうし、多少責任があいまいであっても確実な(ときに非効率な)サービス提供を重視するならば分権融合型を指向することになる。本稿では、より良い民主主義の一つのあり方として住民に対する自治体のアカウンタビリティ(説明責任)を明確にし、ローカル・ガバナンスを高めることが望ましいとの立場に立って議論を進めることにする<sup>(2)</sup>。

図表 1 英国のカウンシル税——控えめなケーキの小さな1片

GDPに占める 税収の割合 (ケーキ)	40%超	ギリシャ (43, 1) オランダ (41, 3)	フィンランド (47, 22) フランス (45, 10) ノルウェー (43, 18) イタリア (43, 12)	スウェーデン (52, 30) デンマーク (49, 32) ベルギー (46, 28)
	30-40%	英国 (37, 3.8) アイルランド (32, 2)	ニュージーランド (35, 6) スペイン (34, 17) オーストラリア* (30, 22)	カナダ* (37, 46) ドイツ* (37, 30) スイス* (35, 34)
	30%未満		日本 (28, 25)	米国* (28, 31)
		5%未満	5-25%	25%超
	税収に占める地方税の割合 (1片)			

(原注) カッコ内の左の数字はGDPに占める税収の割合を、右の数字は、税収に占める地方税の割合を示す。\*は連邦制の国。右の数字=州税+地方税

(出所) Wilson and Game (2002, 203) の図10. 2

分権分離型の地方自治においては、住民は、地方政府が提供するサービスから受ける受益と支払う負担の関係をみずから選択し、みずから責任を取る(自己選択・自己責任)ということになる。英国の地方税財政制度は中央集権的ではあるが、住民が地方選挙においてどのような地方政府や政策を選択するかみずから投票することができるという意味において分権的である。本稿では、近藤賢治(二〇〇一a、b)の優れた研究によりながら英国の地方税財政制度を見てゆくが、とくに地方税財政の実態と政党政治との関係に留意したいと思う。

## 二 地方税制度の概要とアカウンタビリティ

### (一) 国際比較的に見て英国の地方税はかなり小さい

英国自治体の自主財源は国際比較的に見てかなり小さい。図表1は、GDPに占める政府税収の割合(ケーキ)と、政府税収に占める地方税の割合(1片)の二つの指標から先進諸国の政府を位置づけてみたものである。これを見ると、英国は、GDPに占める政府税収の割合は三七%と中

図表 2 州/地方税収の構成 (1998)

		所得・利潤	資 産	財サービス	その他
〈連邦制国家〉					
カナダ	州税	49	6	45	0
	地方税	0	93	1	6
米国	州税	40	4	56	0
	地方税	6	73	21	0
ベルギー	州税	54	6	40	0
	地方税	84	14	2	0
ドイツ	州税	50	5	45	0
	地方税	79	15	6	0
〈単一主権制国家〉					
デンマーク		94	6	0	0
フィンランド		96	4	0	0
フランス		0	51	10	39
イタリア		13	17	15	55
日本		47	31	21	1
オランダ		0	63	37	0
ノルウェー		90	8	2	0
スペイン		26	35	35	4
スウェーデン		100	0	0	0
英国	-1989	0	100	0	0
	1990-93	0	0	0	100
	1993-	0	100	0	0

(出所) Wilson and Game (2002, 205) の表10. 6.

程度だが、政府税収に占める地方税の割合はわずかに三・八%と小さい。Wilson and Game (2002) は、英国の地方税であるカウンシル税が少ないことを「控えめなケーキの小さな一片」と形容している。

英国よりさらに地方税の割合が小さいのはオランダ三%、アイルランド二%、ギリシャ一%の三カ国だけで、これらの国は人口規模が小さい。英国と同程度の人口規模をもつ国は皆一〇

%以上で、連邦制を採るドイツ三〇%、イタリア一二%、中央集権的なフランスでも一〇%ある。ちなみに日本は二五%で、単一主権制の国のなかでは多い方である。

図表2が示すように、英国の地方税の内容は、多くの先進国が採用している所得税、資産税、消費税等の組み合わせではなく、資産税だけの単一課税である。正確には、英国唯一の地方税である現在のカウンシル税は、四

図表 3 カウンシル税の概要

課税標準	居住用資産の価格
納税義務者	居住用資産の占有者（占有者がいない場合は所有者）
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産を評価額に応じてAからHまでの8つの価格帯に分類し、価格帯ごとに課税額が決定。</li> <li>地方自治体は基準価格帯であるD価格帯の税額を決定（法定の標準税率や制限税率はなし）</li> <li>D価格帯と、他の価格帯との税率の比率は法定</li> </ul>
減免措置	<p>①割引制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空家、セカンドハウス等占有者がいない場合は50%の減税</li> <li>成人が1人しか居住しない場合は25%の減税</li> <li>成人が2人以上居住している場合は、割引措置なし</li> </ul> <p>②給付（還付）制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住者の所得水準により最大で100%の還付</li> </ul>
資産評価	国（内国歳入庁評価局）が行う。定期的再評価の規定なし。現在も、制度創設時の1991年4月時点での評価額を課税標準としており、再評価は1度もなされていない。
徴税	基礎（下層）自治体が行う。

（出所）近藤（2001b, 3）の表1。

〇〇年間続いてきたという以前の資産税であった居住用レイト（domestic rates）と、一人ひとりに課税する人頭税（poll tax/community charge）とを足して二で割った性格をもっている。

（二）カウンシル税の概要

図表3はカウンシル税の概要についてまとめたものである。

カウンシル税の課税標準は居住用資産の価格である。その資産評価は国（内国歳入庁評価局）が行うことになっている。だが、定期的再評価の規定はなく、現在も、制度創設時の一九九一年四月時点での評価額を課税標準としており、再評価はこれまで一度もなされていない。どの政党も資産の市場価格が上昇しているときの再評価は増税につながるため、再評価をいやがるからである。

税率は、さらに図表4が示しているように、資産を評価額に応じてAからHまでの八つの価格帯に分類し、価格帯ごとに課税額が決定される。<sup>3</sup>ただし、価格帯AとHの資産価格差は八倍だが税率格差は三倍となるよう法定されている。自治体は、基準価格帯であるD価

図表 4 カウンシル税の価格帯および税率決定方法

居住用資産の価格	価格帯	税率 (定額)	価格帯間比率 (法定)
£ 4 万以下	A	£ 565	6
£ 4 万超～£5.2万以下	B	£ 659	7
£5.2万超～£6.8万以下	C	£ 753	8
£6.8万超～£8.8万以下	D	£ 847	9
£8.8万超～£12万以下	E	£ 1035	11
£12万超～£16万以下	F	£ 1223	13
£16万超～£32万以下	G	£ 1412	15
£32万超	H	£ 1694	18

この税率を地方議会で決定。  
2000年度イングランド平均か£847。

(出所) 近藤 (2001b, 3) の表 2.

格帯の税額を決定する。このとき法定の標準税率や制限税率などはない。だが、D 価格帯と他の価格帯との税率の比率が法定されているのである。

カウンシル税には割引制度と給付 (還付) 制度とがあり、これが人頭税的な要素となっている。割引制度には、

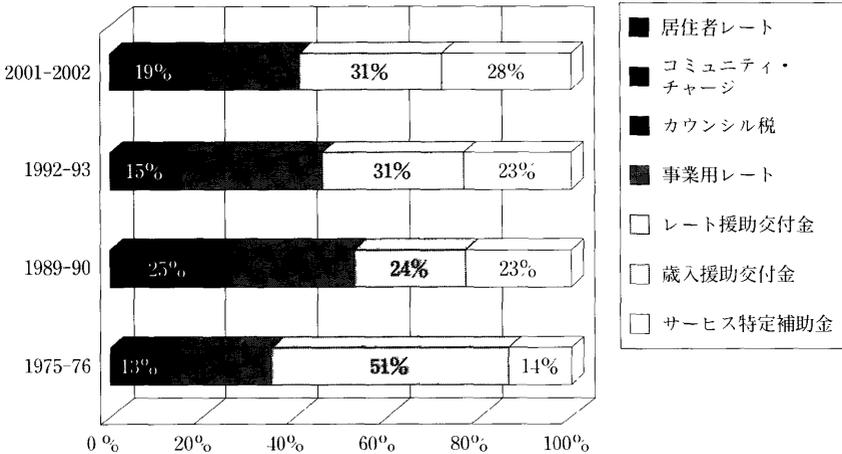
- ① 空家、セカンドハウス等占有者がいない場合の所有者 (オーナー) への課税は五〇%減税、② 成人が一人しか居住しない場合は二五%減税、③ 成人が二人以上居住している場合は割引措置なし、となっている。また給付 (還付) 制度については、居住者の所得水準により最大で一〇〇%の還付が認められている。
- なお、カウンシル税の徴税団体は下層 (基礎) 自治体となっている。

(三) 選挙権のない法人に対する地方税目は廃止

図表 5 のグラフは、イングランドにおける自治体収入の構成変化を示したものである。年代による自治体歳入の変化がよくわかると思う。

以前の地方税には、居住用レイトと並んで事業用レイト (Business rates/non-domestic rates: NDR) と呼ばれる法人に対する資産課税があった。しかし、一九九〇年にサッチャー保守党政権は、居住用レイトを廃止して人頭税を導入したのと同

図表5 自治体収入の構成変化（イングランド）



(訳注) 自治体収入には、手数料等の税外収入を含んでいないようである。仮にこれらを含むとすると、自治体収入に占めるカウンシル税の割合は2001-2002年で約14%と、さらに小さくなる。

(出所) Wison and Game (2002, 208) の図10. 3.

時に、事業用レイトを国税化して人口比で各自治体に再分配するような譲与税にしてしまったのである。この結果、地方税は人頭税のみとなり、しかも自治体収入に占める自主財源比率は、それまでの五〇%台から一〇%台へと急激に低下したのである。自主財源比率が低くなってしまっている点は、ブレア労働党政権になった現在も同じである。ブレアのニュー・レイバー中道路線は、ビジネスの支持を失いたくないため、今後も事業用レイトを地方税に戻すことをしないだろう。<sup>(1)</sup>

国際的に見て特異であり、長い伝統をもつ英国の地方税改革については、これまでしばしばウェストミンスター議会における政党政治の影響を強く受けてきたといえる。資産課税でなく所得課税を主とした方が公平であり、受益と負担をできるだけ一致させるため自治体の住民に対するアカウンタビリティを確保するとして、税率を自由に決められる地方所得税の導入を勧告したレイフィールド委員会報告 (Layfield Committee Report) は、<sup>2)</sup> ときの労働党政権の採用するところとはならなかった(北村一九九八)。また、英国政治史上、中央と地方とがもつ

地方税率の設定方法

地方税率 = 所要税額 ÷ 課税資産数

所要税額 = 歳出予算 - 手数料収入や交付金・補助金収入等

(注) 課税資産数は、評価額の異なる各価格帯の資産数を、税率の価格帯間比率を用いて、すべて D 価格帯に換算したものをを用いている。なお、所要税額 = Precepts/demand on Collection Fund, 歳出予算額 = The Budget Requirement.  
(出所) 近藤 (2001b, 2)。

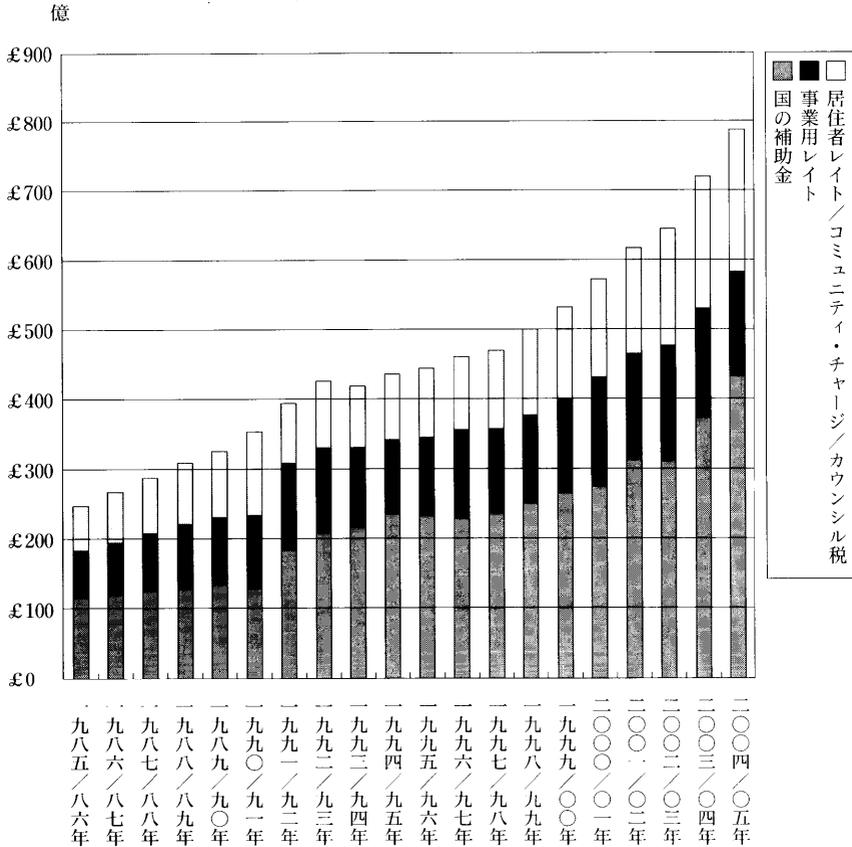
とも先鋭に対立した一九九〇年の人頭税導入とその後のサッチャーからメージャーへの保守党首交代劇は、たとえ地方税であっても税金が依然として政党政治の重要な争点になりうることをよく示している (Butler, et al. 1994, Gibson, 1990)<sup>(5)</sup>。

(四) 効率化や浪費は地方税率にダイレクトに反映

自治体における予算の決め方には一つの大きな特徴がある。それは、地方議会は、まず歳出予算額(必要額)を決めてから、次に地方税率(法定されていない)を決める、という点である。日本では地方税率があらかじめ法定されているため、地方議会による増減税の余地はほとんどない。そこで収入がまず決まり、その後で収入を何に使うかが決められる。自治体は地方税率を自由に決められないだけでなく、自動的に入ってくる税収をとにかく使うことだけに関心を集中させることになる。効率化や節約のインセンティブが働かない仕組みになっている。

しかし、英国では、自治体が地方税率を自由に決められる。確かに地方税の自治体収入に占める割合は小さいが、その小さな部分については自分たちで自由に決められるのである。そして、国が定めた標準支出査定額を超える部分の支出は地方税で賄わなくてはならない仕組みになっているため、その自治体の効率化や浪費が地方税率にダイレクトに反映される仕組みになっているのである。

図表6 自治体資金の構成変化



(出所) ODPM (2004, 5)。

(五) 近年はカウンシル税増税が著しい

しかし、最近では、英国経済の景気拡大と持続、労働党政権の公共サービス拡大方針などの要因により、英国自治体における歳出拡大とカウンシル税増税が続いている。図表6のグラフは一九八五年以来の自治体資金の構成変化を示したものである。一九八〇年代サッチャー保守党政権の時代に国と鋭く対立した自治体の資金構成は、国からの補助金削減に対抗して居住者レイトととくに事業用レイトの増税により収入と支出を順調に伸ばした。一九九

○年代のメージャー保守党政権時代は、当初の人頭税導入とその後の廃止・カウンスル税の導入という混乱によって自治体の収入と支出は伸びなくなり、地方税・国からの補助金ともにそれほど増えなかった。しかし一九九七年のブレア労働党政権以降は、自治体の収入と支出は急速に伸びており、それにつられて地方税や国からの補助金も増えている。

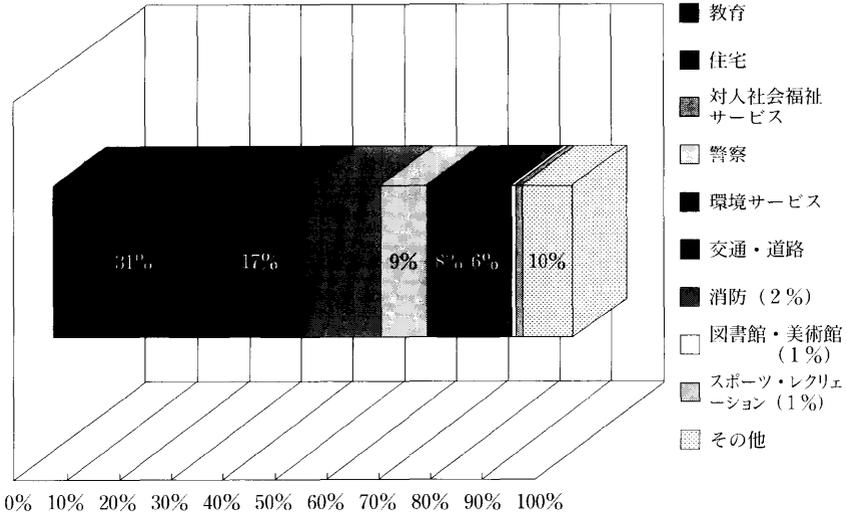
とくに最近ではカウンスル税の増税率が高く、しばしばマス・メディアにも取り上げられている。二〇〇三／〇四年におけるイングランド平均のカウンスル税率は前年度に比べて二一・九%も上昇した (Audit Commission, 2003d)。次の選挙の前までに、増税に対する中産階級の反発を和らげておくため、ゴードン・ブラウン財務大臣は、自治体に対して四億六百万ポンド (イングランドには三億四千万ポンド) の補助金を注入すると発表した。この背景には、好調な英国経済のもとで、ブレア労働党政権が教育を筆頭として公共サービスを積極的に拡大させているという事実がある。<sup>(6)</sup> ブラウンは、プレ・バジェット演説において、向こう数年間の財政赤字が予想より大きくなることを明らかにした。<sup>(7)</sup> 英国は、ブレア労働党政権のもとで、急速に大きな政府に向かっている。

#### (六) 税収依存度の低いことが受益と負担の明確化に貢献

先に示した自治体収入の構成変化に見られるように、最近では、地方税であるカウンスル税の割合は一九%のみであり、残りはすべて国の財源に依存している。国からの交付金等の内訳は、事業用レイト二二%、歳入援助交付金 (RSG) 三二%、サービス特定補助金二八%となっている。カウンスル税収が歳入の一―二割程度しかないのも、たとえば自治体が標準支出を超過して歳出を一%増やすと税率は一〇%近くも上昇してしまう。これをギア効果 (gearing effect) と呼んでいる。

ギア効果は逆の場合も効いている。つまり自治体が標準支出を下回るように歳出を一%減らすと税率は一〇%

図表7 自治体の支出構成 (1998/99)



(出所) Wilson and Game (2002, 181) の表10.1.

も減少することになる。ということ、自治体は、歳出のレベルをどの程度にするかを定めることにより、増税するか減税するか、そしてその幅をどうしたいのか決めることができることになる。そしてそのことは、歳出のレベルつまり受益水準に合わせて税率のレベルつまり負担水準を自治体が自由に選択できることを意味している。受益と負担が明確に対応しているといえる。

しかしながら受益と負担が対応しているといっても、自主財源比率が小さく独自の税收依存度が低いことからくるギア効果があるために、受益と負担は1対1の対応関係ではない。自治体は、国の定めた標準支出からはずれて歳出水準を決めようとすると、その変化よりさらに大きな変化を税率レベルの決定では求められることになる。税收依存度の小さいことが受益と負担を明確化しているとはいえず、両者の関係は1対1ではなくいびつな形をしている。自治体は、国の定めた標準支出とは異なる歳出水準・税率水準を選びにくくなっているのである。

図表7は自治体の支出構成を示している。教育がもっとも多くて三一%、次が住宅で一七%、さ

図表 8 自治体の職務分掌

	首都圏		大都市圏		地方圏 (一層制)		地方圏 (二層制)			
	ロンドン 広域自治体	シテイ	ロンドン・バラ	メトロポリタン・デ イストリクト	広域組織 体	ユニタリー	広域組織 体	カウンティ	デイス トリクト	広域組織 体
教育		○	○	○		○		○		
住宅		○	○	○		○			○	
交通計画		○	○	○		○		○		
公共輸送	○				○	○		○		
道路		○	○	○		○		○		
警察	○*	○			○		○			○
消防	○				○	○		○		
対人社会福祉サービス		○	○	○		○		○		
図書館		○	○	○		○		○		
レクリエーション		○	○	○		○			○	
ゴミ収集		○	○	○		○			○	
ゴミ処理		○	○		○	○		○		
環境		○	○	○		○			○	
徴税		○	○	○		○			○	

(注) \*シテイは管轄せず。

(出所) 近藤 (2001b, 12)。

らに対人社会福祉サービス一五%、警察九%、環境サービ  
ス八%、交通・道路六%など  
と続いている。所得移転や資  
本的経費である住宅や交通・  
道路を除くと、教育、対人社  
会福祉サービス、警察、環境  
サービスなどは、すべて労働  
集約的なサービスである。し  
たがって、自治体による公共  
サービスの提供は、雇用を下  
支える役割を担っており、  
英国経済の失業率を低下させ  
る効果をもっているといわれ  
ている。

さらに、図表 8 は自治体の職務分掌を示したものである。前述したように、アングロサクソン諸国の一つである英国の中央地方関係は、大陸諸国や日本のような集権融合型ではなく分権分離型であるから、各層政府の役割は重複せず明確に分かれている。また、いわゆるウルトラ・ヴァイリース (ultra vires) の原則があるので、権限外の仕事をしようとするとは違法になってしまう。さらに EU 諸国にはいわゆる補完性 (subsidiarity) の原則

があり、基本的な政府機能はより下層政府が担い、下層政府が担えない機能のみ上層政府が担うべきであるとの考え方があふ。しかし英国では、補完性の原則が言及されることはあまりないようである。ただ実態的には他のEU諸国とそう大きく変わらないようである。

この自治体職務分掌を見て気づくことは、首都圏（ロンドン）、大都市圏（メトロポリタン）、一層制（ユニタリ）の地方圏（シャー）の三つの地域においては、下層（基礎）自治体が自治体機能の多くを担っているが、伝統的な二層制の地方圏だけは、上層自治体であるカウンティが自治体機能の多くを担っているという点である。首都圏（ロンドン）では、シティやロンドン・バラが多くの自治体機能を担っており、ロンドン広域自治体（Greater London Authority: GLA）の仕事は、公共輸送、警察、消防に限られている。同様に、大都市圏では、メトロポリタン・ディストリクトがほとんどの自治体機能を担っており、広域組織体が担うのは、公共輸送、警察、消防、ゴミ処理に限られている。地方圏のユニタリ自治体はさらに多くの仕事をこなしており、広域組織体は警察に限られている。

しかし、二層制の地方圏では、下層（基礎）自治体であるディストリクトの仕事は主に住宅で、その他レクリエーション、ゴミ収集、環境、徴税くらいで、他の地域の下層（基礎）自治体の主力業務である教育や対人社会福祉サービスなどはすべて上層自治体であるカウンティが担っているのである（警察は広域組織体）。この事実が英国自治体の再編成を複雑なものにしている<sup>(8)</sup>。

#### (七) 税率格差は最大で三・一倍

英国の自治体は税率を自由に選択できるため、自治体間の税率格差は最大で三・一倍（二〇〇〇年度）にも達している（近藤、二〇〇一a、三八）。図表9が示しているように、自治体間の税率格差はその自治体の政治的方

図表 9 保守党自治体とそれ以外の税率比較 (2000年度 : イングランド)

	自治体数	平均税率	最高税率	最低税率
一層制地域で保守党の支配する自治体および二層制地域で両方とも保守党の支配する自治体	41	£781	£919	£375
二層制地域で上層自治体が保守党、下層自治体がそれ以外の政党支配の自治体	40	£824	£965	£764
二層制地域で上層自治体が保守党以外、下層自治体が保守党支配の自治体	43	£847	£993	£729
一層制地域で保守党以外が支配する自治体および二層制地域で両方とも保守党以外が支配する自治体	230	£867	£1172	£557
全イングランド	354	£847	£1172	£375

(出所) 近藤 (2001a, 38) の図 1-3-4.

針の違いが反映されたもの、といえる。<sup>(9)</sup>

つまり、労働党支配の自治体は、歳出を増やして公共サービスの提供を増やす代わりにそれに必要な増税をし

て負担も重くするが、逆に、保守党支配の自治体は、歳出を減らして小さな政府にする代わりに減税をして負担も軽くする、という傾向があるのである。<sup>(10)</sup> 近藤 (二〇〇一 a、三八頁) の分

析によれば、二〇〇〇年度におけるイングランド自治体の平均税率は八四七ポンドであったが、保守党支配の自治体の最低税率は三七五ポンドだったのに対して、労働党支配の自治体の最高税率は一、一七二ポンドに達していた。

ブレア労働党政権のもとで労働党支配の自治体が多い現在では、税率は高く設定される傾向にあり、先に紹介した近年におけるカウンスル税の高い増税率という問題を引き起こしている。英国は現在好況のなかにあり、好調な経済が大きな政府を容認し、公共サービス拡大により公務員の雇用を下支えして失業率を減らしている、といえる。

(ハ) 高税率への歯止め措置

自治体が自由に税率を決められるとはいえず、英国政府は、自治体による極端な増税に対しては税率制限 (capping) を行う

権限をもっている。前述した好調な景気の持続的拡大<sup>(11)</sup>を背景として、この権限は近年は行使されていなかったが、二〇〇四年にはいくつかの自治体に対して行使された<sup>(12)</sup>。しかし英国政府による税率制限に対しては、自治体の住民に対するアカウントビリティを低下させるとの批判が出ているという。

(九) 自治体公共サービスのアカウントビリティ確保の工夫

自治体が提供するサービス給付と税負担の関係について、自治体は、住民に対してアカウントビリティ(説明責任)を負う。そして英国では、このアカウントビリティを確保するためにさまざまな工夫がなされている。

もっとも重要な工夫は、自治体監査委員会(Audit Commission)の存在とその活動だろう。これは日本には存在しない仕組みである。会計検査院(National Audit Office: NAO)がウェストミンスター議会の付属機関として国の機関の政策評価を行うのに対し、自治体監査委員会は、国から一定の独立的地位を保ちながら、自治体の政策評価を行う専門機関である。

自治体監査委員会が二〇〇二年一月からはじめた総合パフォーマンス評価(Comprehensive Performance Assessment: CPA)は、イングランドの各自治体について、教育、対人社会福祉サービス、住宅などの政策ごとに四段階評価し、また、これとは別に総合評価を五段階評価したものであり、CPAの内容はホームページ上で公開されている(<http://www.audit-commission.gov.uk/cpa/>)。住民は、自治体監査委員会のCPAの情報にアクセスすることにより、自分の住んでいる自治体が総合でどのあたりに位置するのか、また、提供されている公共サービスのうちのサービスが他の自治体と比べていいのか悪いのか、たちどころにわかってしまう仕組みになっている。

公立学校にかよう児童・生徒が受けた統一学力試験の結果については、さまざまなホームページで広く公開さ

れている<sup>(13)</sup>。父兄や納税者は、どの学校がどのレベルにあるのか一目瞭然である。また、公立学校の活動評価については、国の機関である教育標準局 (Office of Standard for Education: OFSTED) による検査が数年ごとに行われており、こちらも広く公開されている。子弟の学校選択の際などに広く利用されている。

自治体自身も負けていない。支出を増やして増税する場合、納税者である住民には、年に一度納税通知書を郵送する際パンフレットを同封し、なぜ支出を増やして増税するのか、他の自治体と比べて自分の自治体がどの程度税金がまだ安いのかについて、自治体のリーダーが冒頭の挨拶文のなかで必死になって説明している (Brent Council, 2003, 大山二〇〇四)。パンフレットには、納めた税金がどのようなサービスに使われているのか、サービス担当部署の連絡先の電話番号やインターネット・電子メールのアドレスなどを詳細に記している。自治体も必死なのである。

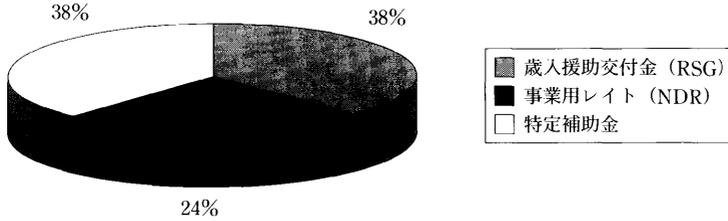
このような自治体の住民に対するアカウンタビリティ確保のさまざまな工夫と努力は、日本ではあまりお目にかかれないものである。確かに自治体サービスの受益と負担は一对一で比例していないが、両者をできるだけ一致させて納税者の納得がゆくよう透明性を高め説明させるような仕組みが重要だろう。

### 三 一般交付金制度の概要と効果

#### (一) 財政調整の考え方

これまで見てきたように、英国の自治体歳入に占める地方税収入の割合は低く、二割に達しない<sup>(14)</sup>。そのため、国からの交付金・補助金の割合がおよそ六割に達している。国からの交付金・補助金には、一般交付金 (general/block grant)<sup>(15)</sup> と特定補助金 (specific grant)<sup>(16)</sup> とがある。一般交付金には、事業用レイト (Non-Domestic

図表10 交付金・補助金の構成 (1998年度イングランド)



(出所) 近藤 (2001b, 6) の図4。

Rates: NDR) と歳入援助交付金 (Revenue Support Grant: RSG) がある。

一般交付金 $\equiv$ 事業用レイト (NDR) + 歳入援助交付金 (RSG)

図表10が示すように、一般交付金と特定補助金の割合は、事業用レイト二四％と歳入援助交付金三八％とを合わせた一般交付金が六二％、残りの特定補助金が三八％となっている。特定補助金は、特定サービスの提供を補助するものであり、自治体間の財源調整を意図したものではない。自治体間の財源調整を行うのは一般交付金である。一般交付金は、税源の偏在や特殊需要の存在による自治体間の格差を是正し、標準的な公共サービスの提供を保障しようとするものである。ここでは、この一般交付金の仕組みとその効果について、近藤 (二〇〇一a、b) にしたがって検討したいと思う。

## (二) 財政調整の方法

### i 事業用レイト (NDR、人口比で配分)

事業用レイトは、事業者に対する資産課税である。かつては地方税であったが、一九九〇年に国税化された。これにより、自治体による徴税額がまず国庫に納められ、その後、人口比で再び各自治体に配分されている。このため、かつての地方税の際は、税源が首都圏に集中していることから歳入格差の要因の一つとなっていたが、現在は逆に、人口一人あたり同額を配分する

制度となったことにより、地方歳入の均等化に貢献している。

しかし、ブレア労働党政権は、一九九七年の総選挙公約の際、事業用レイトの再地方税化を示唆していた。これは、自治体の自主財源強化を目指したものと考えられる。だが、ニュー・レイバー中道路線を採る以上ビジネスの反対を恐れているためか、未だに事業用レイトは国税のままである。

ii 歳入援助交付金 (RSG、歳入歳出差額補填)

歳入援助交付金 (RSG) は、自治体の標準支出査定額 (Standard Spending Assessment; SSA) から事業用レイト (NDR) 分配額と標準カウンシル税 (Council Tax for Standard Spending; CTSS) を控除した額を、各自治体に配分するものである。

援助交付金 (RSG) = 標準支出査定額 (SSA) - 事業用レイト (NDR) - 標準カウンシル税 (CTSS)

標準カウンシル税 (CTSS) とは、全国一律の税率でのカウンシル税収入を示したもので、この税率は法定ではなく、政府によって毎年度、政策決定される。

標準支出査定額 (SSA) とは、自治体の標準的な行政需要を政府が設定したもので、過去の歳出動向を考慮して策定した関数式によって個々の自治体ごとに計算されているものである。わが国における基準財政需要額のようなものである。細かいことをいうと、標準支出査定額 (SSA) の全自治体総額は、公共支出計画 (Public Spending Plan) 上で、中央政府によりあらかじめ決定されている。

公共支出計画は、地方自治体だけでなく、国や公営企業等を含めた全公共部門を対象とした歳出見通しを示したものであり、一九九八年度からは「包括的歳出見直し」(Comprehensive Spending Review; CSR) とし、翌

三カ年分の額が示されることとなった。これらは、大蔵省を中心に作成され、閣議決定されるものであるが、策定過程においては、地方自治体との協議を行っており、地方の意向も反映されているといわれる（近藤、二〇〇一 a、五五）。地方財政問題に関する中央と地方との定期的な協議は、中央地方協議会議（Central Local Partnership: CLP）と呼ばれる場で行われており、地方自治体の意見を代表する機関として地方自治体協会（Local Government Association: LGA）という機関が設立されている<sup>(17)</sup>。

また、個々の自治体の標準支出査定額（SSA）は、その合計額が総額に一致するよう、最終的に調整係数が乗じられている。また、標準支出査定額（SSA）は、地方自治体の総支出から手数料収入や特定補助金などを控除した額となっている。

標準支出査定額（SSA）は、その自治体の総支出－手数料収入－特定補助金など

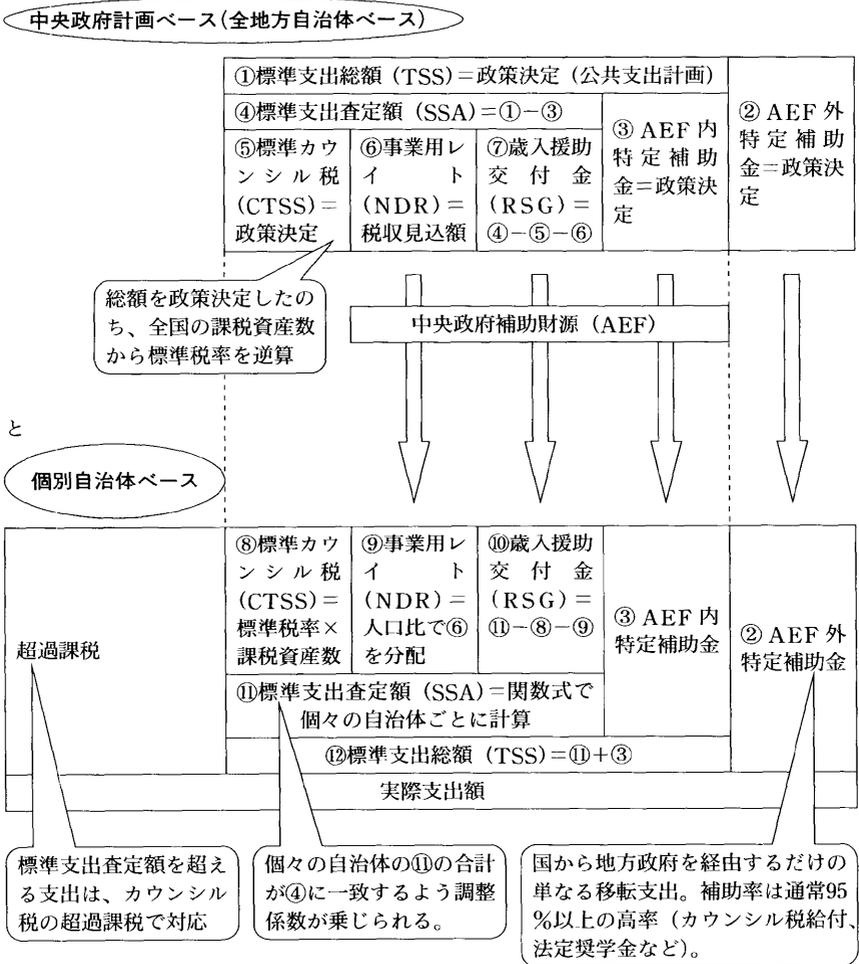
なお、日本の投資的経費にあたる資本支出（Capital Expenditure）については、少額ながら別会計で整理されることから、標準支出査定額（SSA）には含まれておらず、交付金による財政調整の対象とはなっていない<sup>(18)</sup>。

以上をまとめると、中央政府による全地方自治体ベースの公共支出計画と、個々の自治体ベースの一般会計との関係は、以下の図表11のようになる。

### (三) 財政調整の効果

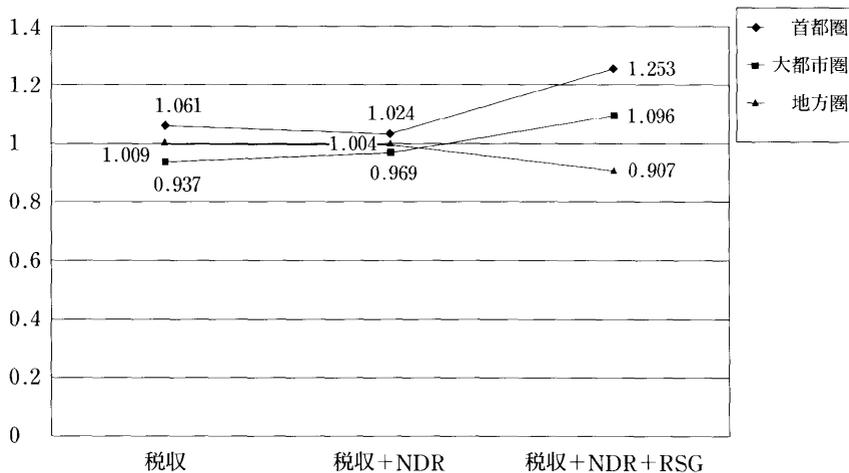
上に述べた事業用レイト（NDR）と歳入援助交付金（RSG）といった一般交付金が、実際にどのような財政調整効果をもっているかを示したのが図表12のグラフである。近藤（二〇〇一b）は、イングランドの自治体

図表11 一般会計のフレームワーク



(出所) 近藤 (2001a, 58) の図1-4-4.

図表12 首都圏、大都市圏、地方圏の財政調整状況  
(人口一人あたり、1999年度、イングランド)



(出所) 近藤 (2001b, 9) の図5。

を、首都圏(ロンドン)、大都市圏(メトロポリタン)、地方圏(シャー)の三つに分類して、各類型とイングランド平均とを比較して分析している。

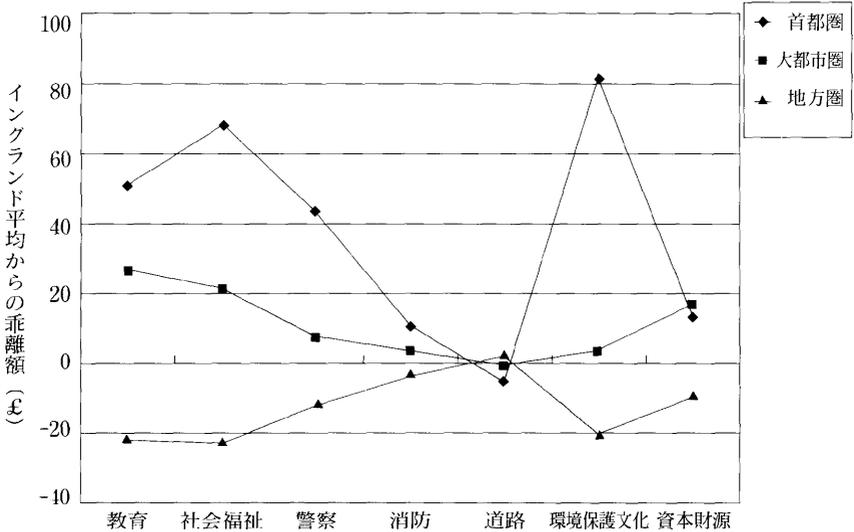
i 税収での比較

一人あたり地方税収入の格差は、上下とも一〇%以下であり、法人に対する地方税がないことから、それほど大きな格差とはなっていない。

特徴的なのは、大都市圏の税収が地方圏よりも低くなっている点である。この原因としては、地方圏の方が一般に資産価格が高いことと、大都市圏の経済低迷が指摘されている。

マンチェスターやリバプール、バーミンガムなどの大都市を中心とした六つの地域は大都市圏(Metropolitan Area)といわれ、かつて、鉄鋼や自動車などの第二次産業により繁栄していた地域であるが、現在は、産業構造の変化に伴う経済低迷で、多数の貧困者やホームレス、失業者が発生している状況となっている、といわれる。

図表13 行政分野別人口一人あたり歳出格差 (1999年、イングランド)



(注) 標準支出差定額ベース。イングランド平均を£0としている。

(出所) 近藤 (2001b, 9) の図6。

ii 事業用レイト (NDR) での調整

こうした地方税収の格差は、国からの事業用レイト (NDR) の再分配によって半減する。

事業用レイトは、一人あたり回額が交付されるため、一人あたり歳入の均等化に直接寄与するが、交付総額が地方税収の総額より大きいこともあり、その効果はかなり大きいものとなっている。

iii 歳入援助交付金 (RSG) での調整

一方、歳入援助交付金 (RSG) は、歳入均等化以上の額を大都市に交付しており、結果、大都市圏と地方圏の収入は逆転し、全体としての歳入格差もむしろ増大している。

歳入援助交付金は、税源の偏在と同時に、需要の格差も考慮していることから、歳入均等化以上の調整分は、需要の格差、すなわち標準支出差定額の格差が反映されたものである。図表13は、標準支出差定額の格差を、行政分野別に示したものである。多くの分野で、都市部の需要が多く算定されている。

都市部の需要が多い理由としては、首都圏では、賃金水準が高く人件費がかかることなどを考慮したものと説明されており、実際に、人件費のシェアが大きい分野（教育、社会福祉、警察）で、格差が大きくなっている。また、大都市圏では、貧困者が多く、各種補助（給食補助や、介護施設等入所費補助等）などの特殊需要が大きいことが理由として説明されている。

なお、以上のように、近藤（二〇〇一b）が試みた行政需要要因による財政調整の説明以外に、政治的要因による説明も可能かもしれない。首都圏や大都市圏の自治体には、労働党支配の自治体が多く、地方圏の自治体には、保守党支配の自治体も多い。そのため、ブレア労働党政府は、保守党支配の自治体が多い地方圏よりも労働党支配の自治体が多い都市圏の自治体に配慮して、歳入援助交付金を分配している可能性がある。しかし、この政治的要因仮説の検証には過去の保守党政府時代における歳入援助交付金の圏域別データの分析が必要であるが、ここではその余裕がなく検証できていない。将来の課題である。ただし、近藤（二〇〇一b）が使ったデータは一九九九年のものであり、一九九七年にブレア政権が誕生してからそれほど経っていない時期のものである。政権交代によって財政調整パターンが大きく変わってはいない可能性もある。その場合には、政治的要因よりも、従来指摘されてきた行政需要要因の方が強いことになる。<sup>20)</sup>

#### 四 おわりに

最後にこれまでの検討から明らかにになった点をまとめておこう。

第一に、国際比較すると、英国では国税の比率が高く、地方税の比率は一割程度と小さい。英国の地方税財政制度はかなりの程度中央集権的である。また、地方税であるカウンシル税は、伝統のある資産税とサッチャー政

権時代の人頭税を足して二で割った性格のもので、他国にあまり例がない。国税比率が高まった一つの原因は、事業用レイトという法人に対する地方税をサッチャー政権時代に国税化したためであり、ブレア政権のニュー・レイバー中道路線は、ビジネスの反対をおそれて事業用レイトを地方税に戻していない。

第二に、英国では地方税であるカウンスル税の税率が法定化されていないため、地方議会は、まず必要となる歳出予算額を決めてから、つぎに地方税率を決めることができる。国が定めた標準支出査定額を超える支出は地方税で賄わなければならないが、自主財源比率が一割程度と低いため、超過支出の伸びよりも税率の伸びの方がはるかに大きいという「ギア効果」がある。このため受益と負担の関係が明確ではあるが一对一の関係ではない。ただし、英国は、住民が選挙を通じて受益と負担の関係をみずから選択できるという意味において分権的である。そのため、保守党支配の自治体は「低負担低サービス」を、労働党支配の自治体は「高負担高サービス」を選択する傾向にあり、自治体間の税率格差は三倍以上に達している。国と自治体が提供するサービスについては、ウルトラ・ヴァイリーズ原則により截然と分離されているため、結果に対する行政責任が明確である。

第三に、自治体はカウンスル税の徴収にあたって、納税者である住民に、増税に至った理由、他の自治体との比較、サービス改善の努力等をパンフレットやインターネット等を使って説明しようとしている。またわが国には存在しない自治体監査委員会が、毎年一二月に各自治体の「成績表」を公表しており、住民は、自分の住んでいる自治体のサービスを他の自治体と比較することができる。さらに、地元の小・中学校の児童・生徒の成績もインターネット等から簡単にアクセスして知ることができるようになっており、住民に対する自治体のアカウンタビリティがわが国以上に確保されているといえる。

第四に、一般交付金制度は、税源の偏在や特殊需要の存在による自治体間の格差を是正し、標準的な公共サービスの提供を保障しようとするものであり、事業用レイトと歳入援助交付金とからなる。事業用レイトによる調

整は、一人あたり同額が交付されるため、一人あたり歳入の均等化に直接寄与する。しかし歳入援助交付金による調整は、歳入均等化以上の額を大都市に交付するため、首都圏と大都市圏の収入が多くなり地方圏の収入は少なくなる。これは、人件費のかかるサービスを中心に都市部の需要が多目に評価されているためであるが、政府与党の政策方針のためでもある。

(1) 天川(一九八六、一一九)は、集権―分権は意思決定の自律性の程度を表す軸であり、分離―融合は政策実施における国と地方の関係を表す軸であると定義している。本稿では行政責任の明確性の程度を強調した。融合型(または統合型)の長所と短所については、Muramatsu et al (2001, ch1, 3)を参照。また、持田(二〇〇四、二四)は、統合型をさらに、地方が決定する事柄の細部に中央が干渉する日本のような「行政統制」(administrative regulation)と、大綱的な誘導にとどまる北欧諸国のような「立法統制」(Statutory regulation)との二つのタイプに分けている。

(2) 英国のローカル・ガバナンスについては大山(二〇〇一)で、地方選挙の低投票率という問題については大山(二〇〇五)で考察した。

(3) 当初の案ではAからGまでの七つの価格帯だったが、富裕層に対する課税が甘いとの批判が出て、価格帯Hが追加されたという経緯がある(北村、一九九八)。

(4) 一九九七年の総選挙公約では、労働党は、事業用レイトについてビジネスと協議する、とするにとどまっていたこれに対して、保守党は中小企業に対する事業用レイトの減税を、自民党は事業用レイトを自治体に戻すことを公約として掲げていた(Wilson and Game 2002, 292)。

(5) 税金が重要な政治的争点になりうることは、法外な関税を課税された英国植民地であったボストンの人びとが「代表なくして課税なし」(No taxation without representation.)として英国本国に反旗を翻してボストン茶会事件を起こしたことを想起させる。

(6) ブレア労働党政権以降の英国政府は、公務員、税金、財政支出の三点で大きな政府に向かってしていると分析されて

- 58。 Stephen Robinson, "Just what has Mr. Brown done with all our cash?" *Daily Telegraph*, 22/09/2003, <http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2003/09/22/nstate22.xml> 二〇〇三年九月三〇日アクセス。なお、財務大臣のゴードン・ブラウン (Gordon Brown) は、ブレアに次ぐ党内ナンバーツーで、次期首相候補と目されている実力者である。
- (7) George Jones, "Brown plunges deeper into red to buy off council tax revolt," *Daily Telegraph*, 11/12/03, <http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2003/12/11/nbud11.xml> 二〇〇三年十二月十一日アクセス。
- (8) 英国自治体の再編と政党政治との関係については大山 (二〇〇五) を参照。
- (9) ただし、自治体監査委員会 (Audit Commission, 2003d) はカウンスル税の上昇率と政党政治との関係に否定的である。
- (10) コミュニティ指向型条件整備 (高サービス高負担) 自治体としてキヤムデン区を、市場指向型条件整備 (低サービス低負担) 自治体としてウェストミンスター区を取り上げ、両区における社会福祉サービス格差の比較事例研究を行った山本隆 (二〇〇三) が興味深い。
- (11) 近年、住宅のミニ・バブルということがいわれている。サッチャー保守党政権が自治体住宅を民間に売却した持ち家政策によって住宅を所有する人びとが増え、住宅のミニ・バブルが発生して景気の持続的拡大の背景をなしている。
- (12) 一九九七年以来七年間キャッピングは行われなかったが、副首相府は、二〇〇四年度カウンスル税の上昇率査定基準として、上昇率をインフレ率以下で一桁 (一〇%未満) に抑えることが望ましいと明言した。二〇〇四年五月、政府は六自治体 (ノッティンガム、ヘレフォードシャー、テルフォード・レキン、トーベイ、フェンランド、シェプウェイ) とヘレフォード・ウスター消防の予算にキャップをかけることを発表した。
- (13) たとえば <http://www.upmystreet.com/overview/?II=HA9+9QT> には、ロンドン西北部ブレント区の郵便番号 HA9 9QT 周辺の地域情報が掲載されている。地域情報には小・中・高校の成績だけでなく、強盗・窃盗の犯罪率や不動産価格まで広く含まれている。

- (14) Wilson and Game (2002, 208) では一九%となっているが、近藤 (二〇〇一b、四) では二二%となっている。
- (15) ここで一般補助金を block grant と呼ぶのは、一般補助金のうち、歳入援助交付金 (RSG、後述) の交付水準を左右する標準支出査定額 (SSA、後述) の算定が、教育、対人社会福祉サービス、警察、消防、道路維持、環境保護文化サービス、資本財源の七つのサービス・ブロックごとに行われるためである (近藤、二〇〇一a、六六)。
- (16) 特定補助金は、使途に応じて経常特定補助金 (Revenue Specific Grants) と資本特定補助金 (Capital Specific Grants) に分けられ、経常特定補助金は、さらに AEF 内特定補助金 (Specific Grants within AEF) と AEF 外特定補助金 (Specific Grants outside AEF) 住宅会計助成金 (Housing Revenue Account Subsidy) の三つに分けられる。なお、AEF とは中央政府補助財源 (Aggregate External Finance) のことで、事業用レポート (NDR) 歳入援助交付金 (RSG)、AEF 内特定補助金の三つからなる (近藤、二〇〇一a、五五、五七)。
- (17) 交付金の分配方式など細部についても実質的にこの場で決まるといふ。また、中央と地方とで地方財政問題を話し合う場として、かつては地方財政協議会 (CLGF) という場が設けられていたが、ブレア労働党政権が誕生した一九九七年に CLP が発足したことに伴い、CLP の財政小委員会として吸収されたといふ。
- (18) LGA は、イングランドやウェールズのすべての自治体加盟する団体で、これもブレア労働党政権が誕生した一九九七年に、カウンティ協会、デイストリクト協会などの地方諸団体が統合されて設立されたものといふ。
- (19) 資本支出は、資本特定補助金、起債収入、資産売却収入などが財源となっている。
- (20) しかし、近藤 (二〇〇一b) 自身が指摘しているように、政権交代以後、ブレア労働党政権の重点政策である教育関係の財政支出が伸びている。

参考文献

- 天川晃 (一九八六) 「変革の構想——道州制の文脈」大森彌・佐藤誠三郎編著『日本の地方政府』東京大学出版会、一一一—一三七頁。
- Audit Commission (2002, 2003, 2004) *Comprehensive Performance Assessment: Scores and Analysis of Performance for single Tier and County Councils in England*, December, Audit Commission. (<http://www.audit>

- commission.gov.uk/cpa/)
- Audit Commission (2003a) *Annual Report: Year Ended October 2002*, Audit Commission. ([http://www.audit-commission.gov.uk/Products/AC-REPORT/E3B5D680-C337-11d7-B33F-0060085F8572/Annual\\_report\\_2003.pdf](http://www.audit-commission.gov.uk/Products/AC-REPORT/E3B5D680-C337-11d7-B33F-0060085F8572/Annual_report_2003.pdf) 11003131910トヌヤク)
- Audit Commission (2003b) *Corporate Governance: Improvement and Trust in Local Public Services*, Audit Commission.
- Audit Commission (2003c) *Trust in the Public Sector*, Audit Commission.
- Audit Commission (2003d) *Council Tax Increases 2003/04*, Audit Commission. (<http://www.audit-commission.gov.uk/reports/NATIONAL-REPORT.asp?CategoryID=PRESS-CENTRE&fromPRESS=NATIONAL-REPORT&ProdID=2301C12C-A495-4C17-AA67-1813C49D48EC> 1100313111月九日トヌヤク)
- Audit Commission (2002) *A Force for Change: Central Government Intervention in Failing Local Government Services*, Audit Commission.
- Bogdanor, Vernon (2001) *Devolution in the United Kingdom*, Oxford University Press.
- Brent Council (2003) *A-Z of Brent Council Services Plus Information on Spending for Council Tax and Business Rate Payers: 2003-2004*, Brent Council. (<http://www.brent.gov.uk>)
- Butler, David, Andrew Adonis and Tony Travers (1994) *Failure in British Government: the Politics of the Poll Tax*, Oxford University Press.
- Chandler, J. A. (2001) *Local Government Today, 3<sup>rd</sup>*, Manchester University Press.
- Chandler, J. A. (1996) *Local Government Today, 2<sup>nd</sup>*, Manchester University Press.
- Currice, John (1999) "Public Opinion and Local Government: The Crisis of Local Democracy in Britain," Centre for Research into Elections and Social Trends (CREST) Working Paper No.77, pp. 1-21. <http://www.crest.ox.ac.uk/papers/p77.pdf> ヲヌタヤス (110031年10月10日)。
- ダール、ロバート・A、エドワード・タフティ (1979) 『規模とデモクラシー』 (内山秀夫訳) 慶應通信。

- Game, Chris and Steve Leach (1996) "Political Parties and Local Democracy," Lawrence Pratchett and David Wilson, *Local Democracy and Local Government*, MacMillan, ch.7, pp. 127-149.
- Gibson, John (1990) *The Politics and Economics of the Poll Tax: Mrs. Thatcher's Downfall*, Emas Ltd.
- 稲沢克祐 (一九九九) 「英国の地方行政に学ぶ(1)〜(5)」『地方行政』九一九〇〜九一九四号' <http://www.pm-forum.org/kiso/inazawa-england1-5.html> 二〇〇三年一月二七日アクセス。
- 自治・分権ジャーナリストの会編 (二〇〇二) 『英国の地方分権改革——ブレアの挑戦』日本評論社。
- 自治体国際化協会 (二〇〇三) 『英国の地方自治』自治体国際化協会 (CLAIR)。
- Kermode, David G. (2002) "Government in the Isle of Man: Tynwald and the Manx Council of Ministers," *Parliamentary Affairs*, October, 55: 682-698.
- Kermode, David G. (2001) *Offshore Island Politics: The Constitutional and Political Development of the Isle of Man in the Twentieth Century*, Liverpool University Press.
- 北村裕明 (一九九八) 『現代イギリス地方税改革論』日本経済評論社。
- 近藤賢治 (二〇〇一a) 『第一章 イギリスの地方税財政制度』『主要国の地方税財政制度 (イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ)』財務省財務総合政策研究所。六月、一―一二五頁。 <http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk050c.pdf> 二〇〇三年一〇月七日アクセス。
- 近藤賢治 (二〇〇一b) 『第二章 イギリスの地方税財政制度の概要』『主要国の地方税財政制度の概要 (イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ)』財務省財務総合政策研究所。六月、二―一三頁。 <http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk050a.pdf> 二〇〇三年一〇月七日アクセス。
- Local Government Act 2003*, The Stationery Office.
- 水口憲人 (二〇〇〇) 「地方自治と民主主義」『政策科学』七(三): 二九一―三二二頁。三月。 [http://www.ps.ritsumei.ac.jp/assoc/policy\\_science/073/07321.pdf](http://www.ps.ritsumei.ac.jp/assoc/policy_science/073/07321.pdf) 二〇〇三年九月一一日アクセス。
- 持田信樹 (二〇〇四) 『地方分権の財政学』東京大学出版会。
- Municipal Year Book 2002*, Hemming Information Services.

- Muramatsu, Michio, Farrukh Iqbal and Ikuo Kume (eds.) (2001), *Local Government Development in Post-War Development*, Oxford University Press.
- 中郵章 (二〇〇三) 『自治体主権のシナリオ——ガバナンス・NPM・市民社会』 芦書房。
- Office of the Deputy Prime Minister (ODPM) (2004) *Local Government Finance Key Facts: England*, ODPM, August, <http://www.local.odpm.gov.uk/finance/status/keystats/key2004.pdf>/二〇〇四年九月二一日トランス。
- ODPM (2003) *Annual Report 2003*, The Stationery Office (TSO) and online available on October 9, 2003 ([http://www.odpm.gov.uk/stellent/groups/odpm/about/documents/page/odpm\\_about\\_608658.hcsp](http://www.odpm.gov.uk/stellent/groups/odpm/about/documents/page/odpm_about_608658.hcsp)).
- 大山耕輔 (二〇〇五) 「英国における地方選挙の投票率と自治体再編」 『行政の未来 (仮称)』 (片岡寛光教授古希記念論文集) 成文堂、所収予定。
- 大山耕輔 (二〇〇四) 「住民が受益と負担の關係を選択できる地方自治をめざせ!!——求められる独立自尊の精神」 『改革者』 五二九号、八月、三〇—三三頁。
- 大山耕輔 (二〇〇一) 「イギリス自治体におけるガバナンス」 『月刊自治研』 五〇二、四三七：五七一—六五頁。
- Pratchett, Lawrence and Wilson, David (1996) *Local Democracy and Local Government*, MacMillan.
- 境勉 (一九九九—二〇〇一) 「ブレア首相の憲法改革——変わりゆく英国(1)〜(7)」 『自治研究』 七五(八)：一〇七一—二三三、七五(九)：八五—一〇六、七六(一)：二〇二—一六、七六(六)：八〇—一〇七、七六(七)：九三—一一五、七七(四)：八七一—一一三、七七(五)：一一七—一二三頁。
- 下條美智彦 (一九九九) 『イギリスの行政』 早稲田大学出版部。
- 衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団 (二〇〇三) 「副首相府における説明聴取・質疑応答」 『各国憲法調査報告書』 三月、四四—五七頁。
- Stevens, Andrew (2003) *Politico's Guide to Local Government*, Politico's.
- Stoker, Gerry (2004) *Transforming Local Governance: From Thatcherism To New Labor*, Palgrave MacMillan.
- Stoker, Gerry (1991) *The Politics of Local Government*, 2<sup>nd</sup> ed., MacMillan.

竹下讓 (二〇〇二) 「第一章 イギリス」竹下讓監修・著『新版 世界の地方自治制度』イマジン出版、一一―六三頁。  
 竹下讓・横田光雄・稲沢克祐・松井真理子 (二〇〇二) 『イギリスの政治行政システム——サッチャー、メジャー、ブ  
 ンア政権の行財政改革』きょうせう。

Tucker, Andrew (2003) "The Role of Mistrust in Modernized Administration." Paper prepared for the Conference of the European Group of Public Administration, 3-6 September 2003, Oeiras, Portugal-group on 'Productivity and Quality in the Public Sector,' pp. 1-25, [http://www.soc.kuleuven.ac.be/pol/fo/egpa/lisbon/paper\\_lisbon\\_tucker.pdf](http://www.soc.kuleuven.ac.be/pol/fo/egpa/lisbon/paper_lisbon_tucker.pdf) 二〇〇三年八月一五日アクセス。

Wilson, David and Chris Game (2002) *Local Government in the United Kingdom, 3<sup>rd</sup>*, Palgrave.

山本隆 (二〇〇三) 『イギリスの福祉行財政：政府間関係の視点』法律文化社。

筆者は、二〇〇三年度にロンドン・スクール・オブ・エコノミクス政治学部アカデミック・ビジター(慶應義塾派遣留学生)として英国ロンドンに滞在する機会を得たことに感謝したい。また、有益な資料や貴重な情報・意見・コメントを提供いただいた George W. Jones (LSE)、白井利明(在英日本大使館)、谷澤叙彦(在連合王国日本大使館)、安藤明(自治体国際化協会ロンドン事務所)、石上泰州(平成国際大学)、柏木友紀(朝日新聞)、堀江湛(慶應義塾大学名誉教授)、山根隆治(民主党参議院議員)、加藤秀治郎(東洋大学)、富崎隆(駒澤大学)、鎌滝博雄(友愛連絡会事務局長)、宇田信一郎(LSE国際社会経済フォーラム会長)、高安健将(LSE)、谷藤悦史(早稲田大学)、中村祐司(宇都宮大学)、池谷知明(拓殖大学)、Shelley Walker (Tyrwald Library, Isle of Man), Alistair Ramsay (Chief Secretary's Office, Isle of Man Government) の各氏に感謝した(順不同)。肩書きは面会当時のもの。また、二〇〇四年度慶應義塾大学学事振興資金の援助を受けたことに感謝したい。